

墨田区消費者ニュース

店頭に並ぶ食品は安全、賢い消費行動をとろう！

食品の安全性

消費者庁から情報提供

福島第一原子力発電所事故の影響により一部の食品から食品衛生法上の暫定規制値を超えた放射能が検出され、出荷や摂取の制限が行われています。



スーパーや小売店の店頭で並ぶ品は、検査で安全が確認されていますので、冷静に対応していただきますようお願いいたします。

なお、出荷・摂取制限の対象となっている品目や地域は、[消費者庁ホームページ](#)を御覧ください。



消費者の皆様へのお願いです。

現在、首都圏等への食料品など生活関連物資の供給量は、以前に比べても決して減少していません。計画停電の影響の大きい一部商品を除き、製造メーカー、流通業者などの皆様のご尽力により、通常時と同等あるいはそれ以上の供給が確保されています。また、今後の供給量も減少は見込まれていません。

しかしながら、災害への不安から過剰に反応し、買い急ぎ、買いだめを行う消費者が増えています。このため品薄となった店舗のコーナーを見て、品切れに対する不安から更に過剰な購買を行うという悪循環となっています。

首都圏等の消費者の皆様ひとりひとりに冷静な購買行動をお願いいたします。生活関連品の供給が枯渇するということは決してありません。

仮にこのような不要不急の購入、買い急ぎ、買いだめなどが続けば、現在、最も生活関連物資を必要としている被災地への供給に、大きな支障が生じる可能性もあります。

消費者の皆様の冷静な行動を、心からお願いいたします。

一年間、気づかなかったセーターの縮み・・・ クリーニングの引取り後には自身でもきちんと確認を！

相談事例

一年前にセーターをクリーニングに出し、クローゼットで保管していた。先日セーターを着ようとしたところ、全体的に縮んでいて着ることが出来なかった。クリーニング店にセーターの代金を弁償して欲しい。



アドバイス

クリーニング事故の補償額は、業界の自主基準である「クリーニング事故賠償基準」が目安となります。物品の再購入額を基準として、購入経過月数に応じた補償割合で算出します。

「クリーニング事故賠償基準」によると、消費者が商品を受取ってから6ヶ月あるいは商品を預けてから一年間受け取らずに経過すると、クリーニング店に補償が求められないとされています。引取り後は、すぐに衣類に破損はないか確認しましょう。

クリーニングを利用するときには・・・

- ① クリちゃんマーク※のお店かどうか確認しましょう。
- ② クリーニング利用前にシミや穴などの破損がないか品物全体を確認しましょう。
- ③ クリーニング返却後のポリ包装カバーはお店から自宅までの汚れ防止が目的です。カバーを外さずに保管した場合、変色等が起こる恐れがありますので、必ず外して保管しましょう。



※クリちゃんマークとは
クリーニング組合に加盟しているお店の印です。

困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください
5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7-215号室 セトル中之郷内

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前

